今までにサリドマイドを個人輸入したことがある医師各位

個人輸入されたサリドマイドの管理について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴殿は、これまでサリドマイドを個人輸入されたことがあると存じますが、サリドマイ ドについては、昨年12月、日本臨床血液学会により「多発性骨髄腫に対するサリドマイ ドの適正使用ガイドライン」がとりまとめられ、それ以降、サリドマイドを個人輸入され た医師に対して、このガイドラインを参考にして、サリドマイドを厳重に管理するととも に、サリドマイドを必要とする患者に適正に使用する旨、誓約いただいているところです。

今般、個人輸入されたサリドマイドが上記ガイドラインに従って管理されていない事例 が散見されました。このため、個人輸入されたサリドマイドについて、上記ガイドライン を参考に、特に次の点に留意して、厳重に管理し、適正に使用するよう、改めてお願いい たします。

- ・サリドマイドの使用につき倫理委員会等の承認を受けること
- ・サリドマイド治療について、患者に文書で説明を行い、文書で同意を取得すること
- 妊娠可能な女性については、サリドマイド使用前に妊娠検査を実施すること
- ・サリドマイドが容易に認識できるよう、薬袋などを工夫すること
- ・薬品管理簿に購入量、個々の患者の処方量、廃棄数量等を記帳すること
- ・治療中止などに伴う患者に不要な残薬を回収すること
- ・返納されたサリドマイドは粉砕するなど再利用できない状態にして廃棄すること
- ・患者家庭内に薬剤管理責任者を選定すること

今後とも、サリドマイドの厳重な管理、適正使用に御協力をお願いいたします。

(参考) 上記ガイドラインは、次のホームページに掲載されています。

http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1210-2.html

医薬品医療機器総合機構 http://www.info.pmda.go.jp/happyou/PMDSI_041210_2.pdf

日本臨床血液学会

http://www.rinketsu.jp/

敬具

平成17年12月14日

厚生労働省医薬食品局安全対策課長 中垣 俊郎

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長 村上 貴久